

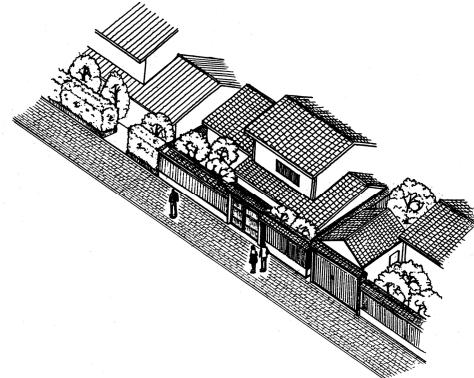
地区の景観形成の考え方

基本目標

『歴史的親水空間と調和した落ち着きと潤いある街並みづくり』

備前堀の持つ歴史性との調和を図りながら、和風による緩やかな統一感のあるまちなみの創出を目指します。

緩やかな統一とは、備前堀沿いを歩く人の視点を重視し、対岸のまちなみを眺めたり、橋の上から風景を楽しんだりするときに、まちなみが整っていると感じる程度の統一をいいます。



景観形成基準と手続き【屋外広告物】

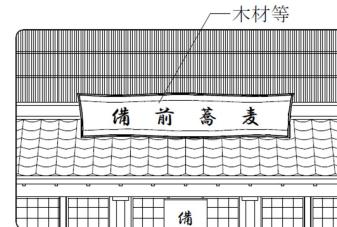
(1) 景観形成基準【屋外広告物】

以下の基準は、備前堀沿道地区で大切にしたい考え方を基にしています。届出の際には、市がこれらの基準により設計内容を確認します。

設計初期の段階から、基準を確認しながら計画してください。

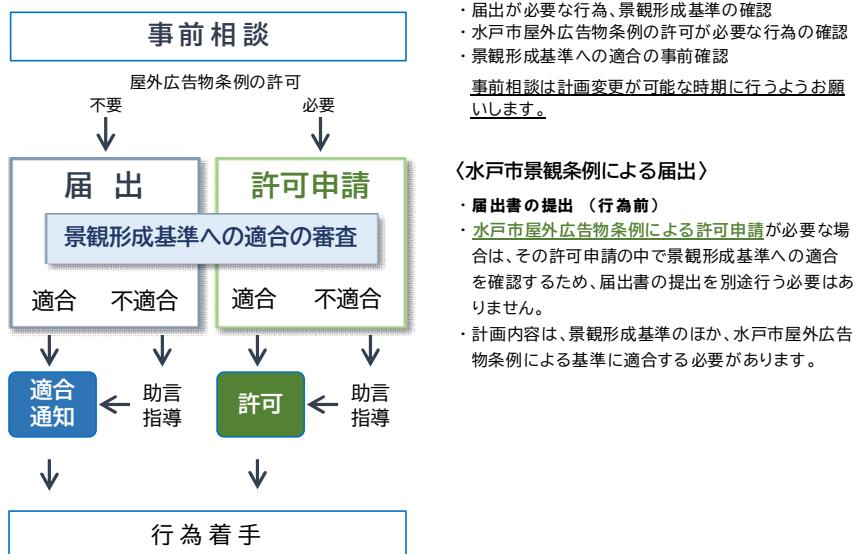
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none">自己利用以外の広告物は、設置しないように努める。点滅するネオンサインは、設置しない。窓面を利用した広告や、貼り紙、立て看板などの広告は行わないよう努める。袖看板の突き出し幅は道路境界を越えないようにし、本体の建築物の高さを超えないものとする。周辺景観との調和に配慮する。
-------	---

○景観形成イメージ



(2) 手続きの流れ【屋外広告物】

屋外広告物についての手続きの流れは次のとおりです。



(3) 必要書類【屋外広告物】

正本・副本の2部提出してください。適合審査のうえ、副本を返却します。

書類	明示すべき事項
景観重点地区 行為届出書	(様式は水戸市公式ホームページからダウンロード)
位置図	・行為地の位置及び周辺状況 など
配置図	・行為地の敷地境界、敷地内における建築物の位置、道路形状 など
意匠図	・縮尺、屋外広告物の寸法、色彩及び意匠がわかるもの ・建築物に設置する場合は、当該建築物の寸法
現況写真	・行為地及び周辺状況が確認できるカラー写真